

医療法人の分割における適格分割について(分割する資産に係る法人税の課税繰延べ等)

医療法人の分割は、持分なし医療法人(社会医療法人、特定医療法人は除く)を対象とする。
 このうち、組織再編成として、複数の法人が関わる分割については、以下の要件を満たせば適格分割となり、分割して移転する資産に係る法人税が課税繰延べ、不動産取得税が非課税となる。

株式会社の適格分割(共同で事業を営むための分割の場合)の要件		医療法人の分割への適用可能性
事業関連性に関する要件	・分割対象の事業が分割を承継する法人の事業と関連するものであるかどうか	適用可能
事業規模類似又は特定役員参画に関する要件	・分割対象の事業と分割を承継する法人の事業規模(売上金額、従業員数)がおおむね5倍を超えないかどうか 又は ・分割前の法人の役員が分割を承継する法人の役員となることが見込まれているかどうか	適用可能
資産移転に関する要件	・分割対象の事業の主要な資産及び負債が分割を承継する法人に移転しているかどうか	適用可能
従業員引継に関する要件	・分割対象の事業に従事していた従業員数のおおむね80%以上に相当する数の者が分割を承継する法人で従事することが見込まれているかどうか	適用可能
事業継続に関する要件	・分割対象の事業が分割を承継する法人においても引き続き営まれることが見込まれているかどうか	適用可能
取得株式継続保有に関する要件	・分割により新たに交付を受ける分割を承継する法人の株式の全部を継続して保有する者等が有する株式の合計数が、分割前の法人の発行済株式の80%以上であること(株主50人以上の場合は不問)	左記要件を不要とする 税制改正要望を提出中

